

平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成30年11月20日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化と急速な高齢化、地方の疲弊が深刻な課題となっていること等に加え、情報化などの社会の急激な変化が続いており、平成31年度税制改正では、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を最も重要な二本の柱と位置づけて、その実現を図っていくべき。**

第二 平成31年度地方税制改正等への対応(主なもの)

地方法人課税の偏在是正

- 税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大するため、**地方税の充実確保と税源の偏在是正は、車の両輪として常に考える必要。**
- 地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきものであるが、地方税の中でも**特に偏在度が高くなっている。**
- **都市と地方が共に持続可能な形で発展**するため、地方法人課税における**新たな偏在是正措置が必要。**
- 平成31年度税制改正において**結論を得るべき。**

車体課税

- **応益課税の原則**や**社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点**を踏まえ、**車体課税に係る税収を充実確保することは不可欠。**
- 自動車税は、地方財政の厳しい状況を踏まえ、**代替財源なくして税率引下げを行うことは困難。**

個人住民税(ふるさと納税)

- 一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、**制度本来の趣旨に沿った形での運用が行われるよう、制度的な対応を講じることが必要。**
- 一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、「**返礼割合3割超**」又は「**地場産品以外**」の返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金について、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等**を検討。
- 地域における様々な事情も勘案しながら、**制度が健全に発展していくよう、見直しの検討を進めることを期待。**

ゴルフ場利用税

- 地方自治体の様々な行政需要に対し、受益と負担の観点から、利用者に税負担を求めることは合理的であり、**廃止は不適當。**